

介護サービス事業者の業務管理体制整備の届出にあたっての注意事項

○事業所等の数え方

整備すべき業務管理体制は、介護サービス事業者が運営する事業所等の数により異なりますが、事業所等を数える際には以下の点についてご注意願います。

◇ 事業所等の数については、その指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。

(同一事業所番号であっても、サービス種別が異なる場合は異なる事業所等として数えます。)

◇例えば、『和歌山園ヘルパーステーション』という事業所が、「訪問介護」と「介護予防訪問介護」の指定を併せて受けている場合、その事業所数は「2」と数えます。

◇その場合、届出様式の「3 事業所名称等及び所在地」欄への記載については、名称等が同一の事業所等であっても省略せずに記載してください。

その際には、お手数ですが名称の最後に()書きにてサービス種別がわかるようにしていただくようご協力願います。＜下記参照＞

事業所名称	指定年月日	介護保険事業所番号	所在地
和歌山園(福祉施設)	平成19年5月1日	1234567890	和歌山県〇〇市〇〇1-1-1
和歌山園(短期入所)	平成19年5月1日	1234567890	和歌山県〇〇市〇〇1-1-1
和歌山園(予防短期入所)	平成19年5月1日	1234567890	和歌山県〇〇市〇〇1-1-1
和歌山園(通所介護)	平成19年5月1日	1234567890	和歌山県〇〇市〇〇1-1-1
和歌山園(予防通所介護)	平成19年5月1日	1234567890	和歌山県〇〇市〇〇1-1-1
和歌山園ヘルパーステーション(訪問介護)	平成21年3月1日	1222222222	和歌山県〇〇市〇〇1-1-1
和歌山園ヘルパーステーション(予防訪問介護)	平成21年3月1日	1222222222	和歌山県〇〇市〇〇1-1-1
計 7 カ所			